

オープントーンソフトウェアダウンロードサービス 利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき当社が契約者に提供するソフトウェアのダウンロードサービス
- (2) 契約者・・・利用規約に同意し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約等・・・利用契約及び利用規約
- (4) 契約者設備・・・本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (5) 本サービス用設備・・・本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (6) 消費税等・・・消費税及び地方消費税。その他、法令の規定に基づき契約者が支払うべき公租公課や手数料

(通知)

第3条 当社から契約者等への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとし、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を合理的な理由に基づき、かつ契約者等に重大な問題が生じない範囲で、随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者等の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間をおいて、変更後の新利用規約の内容を契約者等に通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者等は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者等と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第2章 契約の締結等

オープントーンソフトウェアダウンロードサービス利用規約

(利用契約の締結等)

第1条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

(利用者による利用)

第2条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、利用者の行為利用につき一切の責任を連帯して負うものとします。

(変更通知)

第3条 契約者は、利用申込書の契約者に関わる事項（商号、本店所在地及び連絡先を含むがこれらに限られない。）に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 契約者が前項に従った通知を怠ったことにより損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、60日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者等への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者等に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(サービス期間)

第5条

有償サービス期間は以下のとおりとします。

- ・ 1ヶ月単位で本サービスを利用（以下、「月額利用」といいます）される場合、利用契約が成立した日から翌月の末日までで、終了の通知が無ければ、翌月以降も同一内容で更新されるものとします。
- ・ 年間単位で本サービスを利用（以下、「年額利用」といいます）される場合、利用契約が成立した日から1年後の同月末日までとします。
- ・ 別段の定めがある場合を除き、サービス期間中の途中解約はできません。

(契約者からの利用契約の解約)

第6条 有償サービスの終了を希望する契約者は、サービス終了希望月の前月末日の5営業日前までに当社指定の方法で当社に通知し、所定の手続きを行うものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 当社は解約月の利用料の日割り計算は行わず、契約者は解約日に関わらず、当月分

の利用料を支払うものとします。

(当社からの利用契約の解約)

第7条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用(変更)申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 契約者等が利用規約に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) 利用契約等を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第8条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することが出来るものとします。

- (1) 廃止日の90日前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(契約終了後の処理)

第9条 契約者等は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者等の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービス用設備などに記録された資料・データ等については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第1条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者等が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者等は、本サービス利用によって、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。本サービス、及び当ウェブサイト上に掲載される個々の文章、図形、デザイン、商標、ロゴマーク等に関する著作権、商標権その他の知的財産権(以下「知的財産権等」といいます。)は、当社または原作者その他の権利者が保有します。契約者等は知的財産権等を侵害しないことに同意します。

(本サービスの提供区域)

第2条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(再委託)

第3条 当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第6章第1条(秘密情報の取り扱い)及び第6章第2条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第1条 本サービスの利用料金、最低利用期間・契約単位、算定方法等は、別途ホームページ等に記載された料金表に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第2条 契約者は、利用契約が成立した日から利用契約終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(利用料金の支払方法)

第3条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社指定の金融機関に支払うものとします。
- (2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

(遅延利息)

第4条 契約者は、利用契約等に基づく債務を所定の支払期日までに履行しない場合、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年10%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(無償利用)

第5条 契約者は、別途当社が定める範囲において、各サービスを無償でご試用いただくことができます。

2. 契約者が有償サービスの正規利用の申し込みを希望する場合は、別途本サービス上で通知する正規利用の申し込み方法に従い、申し込みのお手続きを行うものとします。

第5章 契約者・当社の義務等

(利用責任者)

第1条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第2章第1条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利

用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

- 第2条 契約者等は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者等は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
 3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対し本サービスの提供義務を負わないものとします。
 4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(サービスに関する制限事項)

- 第3条 契約者は、本サービスあるいは本サービスに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、利用契約に基づいて提供される本サービスを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
2. 契約者は、本サービスあるいは本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本サービスの派生製品を作成することはできません。また、本サービスは1つの製品として許諾されており、契約者はその構成部分を分離して使用することはできません。

(禁止事項)

- 第5条 契約者等は本サービスの利用に関して（但し、第8号については、本サービスの利用に関するか否かを問わない）、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社や第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (7) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (8) 当社従業員に対するクレーム・言動（但し、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、当社従業員の就業環境が害されるもの）を繰り返すなど当社との信頼関係を破壊する行為
2. 契約者等は、前項各号の何れかに該当する行為が為された事を知った場合、又は該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して（但し、第8号については、本サービスの利用に関するか否かを問わない）、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に契約者等に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除す

ることができるものとします。

(利用者の遵守事項等)

第6条 第2章第2条(利用者による利用)の定めに基づき、当社が、利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、利用者に適用できないものを除きます。
- (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、利用者に対する本サービスも自動的に終了し、利用者は本サービスを利用できないこと。
- (3) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること。
- (4) 利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(善管注意義務)

第7条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第8条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知し、修理又は復旧するものとします。

2. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

3. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

(自己責任の原則)

第9条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者(認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第6章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第1条 契約者等及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとし

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第3章第4条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、本サービス終了後、5年間有効に存続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第2条 契約者等及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項ないし第7項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第7章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第1条 請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により契約者に現実に発生した通常損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を上限とします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第5章第8条（本サービス用設備等の障害等）第3項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（3ヶ月分）
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（3ヶ月分）
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に90を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって利用者に対する一切の責任を免れるものとし、利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

（免責）

第2条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造にかからないソフトウェア（OS、ミドルウェア等）及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造にかからないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 本サービスにより送付される電子メールによる損害
- (10) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (11) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (12) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (13) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (14) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じ

た紛争等について一切責任を負わないものとします。

(広告)

第3条 契約者等は本サービスに広告が掲載されることに同意します。本サービスに掲載されている広告や宣伝の内容に関する広告、宣伝の提供者（以下、「広告主」といいます）と契約者等との取り引きは、契約者等と当該広告主の責任において行うものとし、当社は一切責任を負いません。

(契約者の商号等の取扱い)

第4条 当社は、当社のマーケティング等の目的で、契約者の商号・商標・ロゴマーク（以下「商号等」といいます。）を利用することができるものとします。また、当社は、契約者が本サービスの利用者である旨の情報および本サービスを用いて配信したコンテンツ、実施した施策等を一般的な表現で開示または公表することができるものとします。ただし、契約者が冒頭に「商号等利用停止希望」と記入のうえ、サポートメール若しくは、お問い合わせのページから異議を述べた場合は、この限りではありません。

第8章 反社会的勢力等

(反社会的勢力排除に関する表明・確約)

第1条 契約者等は、当社に対し、本件契約時において、契約者等（契約者等が法人の場合は、代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、将来においても同様であることを誓約します。

2. 契約者等は、当社が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、当社の求めに応じてその調査に協力する義務を負います。

(反社会的勢力排除に関する契約の解除等)

第2条 当社は、契約者等の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の1に該当する場合、何らの催促を要せずに、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属すると認められたとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当社又は当社との関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2. 当社は、前項の規定により、本契約ならびにそれに付随する契約を解除した場合には、契約者等に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとします。

3. 反社会的勢力であるかどうかは、警視庁、暴力団追放運動推進都民センター、その他これに準ずる機関の認定、通告、勧告等によるものとします。

オープン Tone ソフトウェアダウンロードサービス利用規約

2023 年 10 月 1 日施行

以 上